

博士学位請求論文審査報告書

申請者： 藤谷 岳

論文題目： 「自然保護のための費用負担-「コミットメント原理」の検証-」

1. 本論文の主題と構成

藤谷岳氏が提出してきた博士学位請求論文（以下、本論文）は、自然保護に関わる費用とその負担をめぐる問題に対して、「コミットメント原理」という独自の理論的枠組みを提示し、それに基づいて幾つかの具体的ケースの検証を行った研究である。

いわゆる「市場の失敗」が生じる自然保護の領域では、政府による何らかの政策的介入が求められるのが通例である。しかしながら、実態をみると、政府による自然保護のための政策的な対応は、必ずしも十分に実現されてきたとは言いがたい状況にある。そこで、著者の藤谷氏が注目したのは、自然保護という公共的な目的の達成のために、身銭を切っても自発的に関わっていきこうという市民の存在である。本論文は、こうした市民の「関わり」を「コミットメント」という概念でとらえ、それが実際の自然保護の費用負担面において果たしてきた役割を事例検証することを通して、自然保護のための新たな政策や制度のあり方を検討していきこうとする意欲作である。

本論文の章別構成は、以下のとおりである。

はじめに

第1章 理論的枠組み

第2章 事例① 英国ナショナル・トラスト-「コミットメント原理」の源流

第3章 事例② 知床-原生的自然の保全にみる「コミットメント原理」

第4章 事例③ 狭山丘陵-里山保全にみる「コミットメント原理」

第5章 「コミットメント」の制度化に向けて

おわりに

2. 本論文の主な内容

以下、本論文の主な内容を紹介する。

冒頭の「はじめに」においては、上述した本論文の主題が明らかにされている。

第1章では、本論文の理論的枠組みが提示されている。第1節では、まず、「自然」が公

共財としての性質をもつために、自然保護は「市場の失敗」が生じる領域の問題であることが確認される。そのため、通例では、政府による政策的介入（特に、自然保護目的の土地利用規制等）が検討されるが、実際にはそれがうまくいかない（十分に実施されない）ケースが多いことが指摘される。そして、こうした、いわば「政府の失敗」というべき状況に対して不満を抱く市民が、必要な追加的費用を自らが負担して自然保護を実現させていこうとする事例が国内外に少なからず存在しており、自然保護のための費用負担主体として極めて重要な存在になっていることが示される。

第1章第2節では、自然保護のための対応措置を、①「開発抑止」段階と②「維持管理」段階の2つに分け、それぞれの段階における費用とその負担のあり方を検討していくという、本論文での考察手順について説明される。著者によれば、①「開発抑止」段階は、保全のための土地取得（所有権の移転）や土地利用制限等が行われる段階である。ここでは、「土地取得費用」（権利移転費用）と、地権者が自由に土地を利用できなくなることによって生じる「機会費用」が大きな問題となる。②「維持管理」段階は、「良好な状態」の自然環境を将来世代に引き継ぐために維持管理していく段階である。この段階における費用の具体的な中身については、対象や担い手、あるいは「良好な状態」をどのレベルに置くのかによって大きく異なり、非常に多岐にわたるものとなる。

第1章第3節では、こうした自然保護の実現のために必要となる費用負担のあり方について理論的な検討が行われている。自然保護の領域での費用負担のあり方としてこれまでに主に検討されてきたのは、応益原理に基づく費用負担としての「対価支払い」である。しかしながら、著者は、自己の厚生最大化を求める利己的な個人の行動を前提とする市場の論理に基づく「対価支払い」を、自然保護にかかわる費用負担のルールとして適用することには限界があると主張する。その際、応益原理に基づく公共財供給の費用負担のあり方を提唱した E.Lindahl の論考に立ち戻り、そこでは、利己的な動機だけでなく、利他的な動機に基づく行動もおこなう、「本来の人間」(physical person)が想定されていたことを確認する。さらに、A.Sen が、自己の厚生とは直接には結びつかない個人的行動の原理を「コミットメント」と定義し、こうした個人の行動も認識した上で厚生経済学の再構築を行う必要性を提示してきたことにも注目する。また、近年では、寺西俊一が、自然保護のための自発的な費用負担を厭わない主体が新たに登場していることを踏まえた新しい費用負担原理として「コミットメント原理」を提唱していることも受けて、著者は、自然保護のための費用負担に関わる個人の支払いや行動を、「自発性」／「強制性」および「利他性」／「利己性」という2つの対概念によって分類し、独自の理論的整理を行っている。そして、本論文では、「利己性」を主たる動機とした市場での支払いでもなく、「強制性」のある租税負担でもない、「利他性」と「自発性」に規定される自然保護への個人の関わりに主たる焦点が当てられる。より具体的にいえば、自発的な寄付や拠出の行為などに代表される「意志ある支払い」や、土地・財産（建物など）の寄贈、さらには、ボランティア労働などの「意志ある行動」である。こうした「自発性」と「利他性」に基づく支払いや行動

が、本論文では「コミットメント」の概念でとらえられ、それが、自然保護のための費用負担における一つの原理（「コミットメント原理」）として考察されていく。次の第 2 章以降が、その事例検証となっている。

第 2 章では、前述した「コミットメント原理」による自然保護の「源流」として、英国のナショナル・トラスト(以下、NT)による保全事例が検討される。英国 NT の経験からは、「コミットメント原理」による費用負担の強さと弱さの両面が確認されている。著者によれば、NT は、土地所有者が NT に保全目的で土地を寄贈するという「コミットメント」を促す制度的措置の存在と、土地取得のために寄せられる多くの寄付金という形での「意志ある支払い」によって、「開発抑止」段階での費用負担問題をクリアしてきた。しかしながら、その結果として数多くの保全資産を保有することになり、それらの「維持管理」に苦勞してきた。保全資産のなかには、多くの寄付金が寄せられ、入場料等の収入も得ることで「維持管理」の財源を自前で調達できるものもあるが、それは少数であり、大半の保全資産が「維持管理」の財源が足りない「赤字」状態となってきた。そこで、NT は、こうした「赤字」状態の保全資産にも振り分けることができる一般基金、特に、その軸として、会員からの会費納入という形での「コミットメント」を継続的に確保していくことをめざし、それに成功してきたことが明らかにされる。NT は、いわば「コミットメント原理」を組織化・制度化することによって「開発抑止」と「維持管理」それぞれの段階での費用負担問題の解決をめざし、今日の規模にまで大きく成長し続けてきたといえる。著者は、これを「コミットメント原理」の源流と呼ぶに相応しい事例として位置づけている。

第 3 章では、日本における代表的な原生的自然である知床の保全事例が取り上げられている。ここでは、国立公園制度という政府による政策的対応が十分に機能してこなかったことが指摘され、それに対して、自然保護をビジョンとして掲げてきた地元自治体の斜里町が、いかにして「コミットメント」を取り込みながら保全を実現させようとしてきたかが明らかにされている。斜里町は、「開発抑止」段階では、知床 100 平方メートル運動を展開し、自然破壊の危機にあった開拓跡地について、市民からの寄付金をもとに買い取ることに成功した。「維持管理」段階では、取得した開拓跡地に原生林を再生させることに加え、知床国立公園全体を視野に入れた対策を行ってきた。しかし、斜里町のような小規模な自治体の一般財源と市民からの寄付金だけでは、国立公園全体の「維持管理」費用を十分な水準で継続的に支出することは困難である。そこで、斜里町は、町出資の知床財団の設立と、世界自然遺産登録の推進によって、「維持管理」段階における国（環境省）等の関係主体による費用負担面での関わりを引き出し、より質の高い自然保護を追求してきた。著者は、この点を、斜里町、知床財団、環境省等の財務・会計資料の丹念な分析から明らかにしている。

第 4 章では、都市近郊における二次的自然の代表例として、狭山丘陵の里山保全の事例を取り上げている。ここでは、保全を求める市民に加えて、土地を所有・利用してきた地権者の関わり方も重視されている。政府（ここでは主に地元自治体）による自然公園等の

地域指定はあったものの、十分に「開発抑止」がなされてこなかった狭山丘陵では、市民団体「トトロのふるさと基金」によるトラスト運動に代表される市民の寄付金によって、即効性のある対応が実施され、それがきっかけとなって地元自治体による保全対策の改善が促されてきた。また、そこでは、里山を保全するために機会費用は甘んじて受けとめ、場合によっては無償で寄付しようとする土地所有者の「コミットメント」も重要な役割を果たしている。一方、「維持管理」段階の費用負担については、トトロのふるさと基金は、寄付金、会費収入、収益事業の展開、さらには、里山管理を担うボランティアを募るなどの方法で、市民や企業からのあらゆる形での「コミットメント」を組織化する仕組みを作ることによって対応しようとしてきた。こうした取り組みについても、著者は、関係の財務・会計等の内部資料にもとづく丁寧な分析を行っている。

第5章では、前述の3つの事例を相互に比較しながら、「開発抑止」と「維持管理」のそれぞれの段階の費用負担問題の解決のために「コミットメント」がどのように機能してきたのかについて総括的にまとめられている。さらに、著者が現地調査を行った他の事例からの考察も交え、「コミットメント」を取り込むことで自然保護を促進していくための新たな制度構築への展望を描き出している。なお、本論文では、「自発性」と「利他性」に基づく「コミットメント」に主たる焦点が当てられているが、他方で、著者は自然保護における政府の役割を否定しているわけではない。むしろ、「強制性」をもって土地利用の規制を行うことや、寄付金よりも安定性と継続性の点では優れた財源である税収に支えられている政府が果たすべき役割も大きい。それゆえ、著者は、「自発性」と「利他性」に基づく「コミットメント」を最大限引き出していくための制度的支援を充実させていく課題とともに、そこに政府の積極的な役割をどのように組み合わせていくかが重要な課題になっていると結論している。

3. 本論文の審査

2012年7月30日に実施した口頭試問では、著者が提出した論文について、審査員から幾つかの疑問点や問題点の指摘が行われた。

第1は、自然保護に関わる実態ないし理論の全体のなかでの「コミットメント原理」による保全の基本的な位置づけに関わるものである。自然保護は、著者のいう「コミットメント」だけで実現されるものではない。そこでは、土地利用の規制や開発権のコントロールを行う政府が極めて重要な役割をもっている。著者も、政府の役割を否定するものではないとしているが、そうであれば、「コミットメント原理」による保全と政府による保全との関係について、もう少し踏み込んだ検討が必要になってくる。この指摘に対して、著者は、第1章および第5章の大幅な修正・加筆を行い、自然保護において政府に本来的に期待される役割と、「コミットメント」を活かすために新たに期待される役割とがより明確に論じられることになった。

第2は、「コミットメント原理」そのものの定義や理論的な意義が必ずしも明確に示され

ていないという点である。この点については、口頭試問において著者による追加的な説明を行われ、また、最終論文でもより明確な理論的整理を示す図が新たに追加された。

第3は、第2章から第4章で取り上げている3つの事例がなぜとくに重要なのか、その選択理由が明らかにされておらず、論文全体の流れがわかりにくいという点である。また、これら3つの事例の比較検討もやや不十分なことである。これらの点に対しても、著者は、「はじめに」において各事例を取り上げたねらいを明確に示すとともに、全体のまとめにあたる第5章で事例比較の節を新たに追加し、本論文の流れがより明確なものとなった。

第4は、自然保護と密接に関わる土地所有をめぐる問題と「コミットメント原理」との関係が必ずしも十分に掘り下げられていないという点である。この点についても、著者は、最終論文において、自然保護における土地所有者の「コミットメント」が果たしてきた（あるいは果たすべき）役割について言及したうえで、より本格的な考察は、今後に残されている重要な検討課題であるとの的確な認識を示している。

4. 本論文の評価と結論

上記のとおり、本論文は、なお不十分と思われるところがいくつか指摘されたが、所定の口頭試問においてわれわれ審査員から示された幾つかの疑問点や問題点に対して、著者は、それぞれに的確な受け答えを行うとともに、その後のリライト作業を通じて、指摘された諸点についてすべて適切な改善を施した最終論文を提出してきた。かくして、藤谷岳氏の最終論文は、自然保護に関わる費用負担問題についての綿密なケーススタディにもとづくオリジナルで体系的な研究の一つの集大成として、十分な学術的意義をもつものになっていると評価する。

われわれ審査員一同は、以上のような評価と判定にもとづき、著者の藤谷岳氏に一橋大学博士（経済学）の学位を授与することが適当であると判断するものである。

2012年9月24日

審査員（50音順）
（委員長）寺西俊一
永井 進
西沢 保
福田泰雄
山下英俊